

パブリックコメント募集結果（案）

持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格の制定

1 制定案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R1. 10. 16～11. 14）

(1) 受付件数 6 件（5 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R1. 9. 30～R1. 11. 29）

受付件数 なし

持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格の制定案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
総論		
我が国における国産鶏種の開発・利用及び飼料用米の普及を推し進めるためには、本案のようなSDGs 実現JAS認証の仕組みを制度化することは大いに意義のあることであり、国内における鶏肉・鶏卵の持続的な生産環境を整備するためにも是非ともJAS規格として制定することを望むところです。 また、そのことが我が国における食料自給率の向上及び国内における鶏肉・鶏卵の生産基盤の強化につながるのだと考えています。	1	賛成の御意見として承ります。
4 原則		
4.2 国産資源活用の推進		
規格案4.2の国産資源活用の推進について、「外国鶏種からの国産鶏種への移行」、「国産飼料原料(飼料用米、農場残さ、未利用地等)の活用」を推奨すると規定しているが、要求事項とすべき。	1	規格案の箇条4において原則を規定し、この原則に則した要求事項を規格案の箇条5に規定しています。「外国鶏種からの国産鶏種への移行」、「国産飼料原料(飼料用米、農場残さ、未利用地等)の活用」については、それぞれ規格案の5.2及び5.3において、「鶏卵又は鶏肉は、国産鶏種の元びなを利用して生産されなければならない。」、「鶏卵の産卵前の10日間に給与される飼料の国産飼料用米割合は、5 %以上でなければならない」、「ふ化後28日齢から食鳥処理までの間に給与される飼料の国産飼料用米割合は、5 %以上でなければならない。」と要求事項として規定しています。

5 要求事項		
5.4 アニマルウェルフェアへの配慮		
飼養環境の改善の観点から、卵用鶏のひなのくちばしを焼き切るデビークは行うべきではない。 飼養環境の改善によって鶏卵の販売価格が上がったとしても健康な鶏の卵を望む。 (5.4.1)	1	卵用鶏の飼養環境の改善については、規格案5.4.1「アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏の飼養管理指針（公益財団法人畜産技術協会）」等に基づき、取り組むこととしています。 鶏のくちばしは人間の爪のように伸び続けるものです。また、鶏は群れの中の優劣をつけるため、自らよりも弱い鶏をつつく傾向にあります。 デビーク（くちばしの先端を飼料が食べれる範囲で切り取る）を行うことは、羽つつきによる死傷事故防止に寄与することから、同管理指針ではデビークについて、やむを得ない場合の手段の一つとして実施を許容しています。 また、国際的には、畜産物等に関するガイドラインを策定・勧告している国際獣疫事務局（OIE）において、卵用鶏の畜舎や飼養管理に関するガイドラインの検討が進められている段階であり、現時点ではデビークの取り扱いも含め国際的な指標が制定されていない状況です。 なお、JASは、制定等から少なくとも5年を経過するまでに見直しをすることとされています。本規格案についても、今後制定されるであろうOIEの指標を踏まえ、公益財団法人畜産技術協会が整理する飼養管理指針等の動向を考慮して、必要に応じて見直しを行うこととしています。
5.6 家畜排せつ物の利用		

鶏ふんの利用について、「堆肥化及びエネルギーとして利用」することのみが規定されているが、農地への還元方法としては、焼成した鶏ふんなど堆肥化しない利用もあり、これらの利用方法は、規格案 4.3 の原則「資源循環に配慮した生産の推進」に寄与すると思われるので、堆肥化に限定しなくともよいのではないか。	1	御意見を踏まえ、規格案5.6の家畜排泄物の利用については、堆肥以外の肥料等としての利用を含めることとします。
5.7 防疫管理		
規格案5.7 の防疫管理ではワクチンの活用が要求されているが、安易にワクチンに頼ってワクチン漬けにするのではなく、ワクチンを必要としないような自然農法へ進むべき。	1	抗菌性物質の使用の低減、薬剤耐性菌の発生の予防に取り組むことを求めており、そのための手段として、衛生管理の徹底と並列してワクチンの活用を例示しています。ワクチン接種で伝染病等の疾病の発生を予防することは、鶏の健康維持を図ることとしているアニマルウェルフェアの考え方とも親和性があると考えています。
その他		
アニマルウェルフェアに主眼を置いた法律を整備すべき。 日本では、アニマルウェルフェアを実践している農家が余りにも少ないことに加え、本来の生態から掛け離れた飼育法が実践されていることも広く一般に知らせる努力がなされていない。 今年度は豚の疾病が蔓延した。現在の家畜飼育には問題が多く、かつ倫理が欠落した飼育法で著しく免疫が低下し、疾病に罹りやすいことも大きな原因である。 実践している飼育法について、消費者に広く事実を知らせ、人のために殺される動物のためにも、アニマルウェルフェアを法整備するべきである。	1	御意見として承ります。 なお、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）は、家畜も対象としております。同法では家畜をはじめとする動物の所有者は、命ある動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚し、動物の種類や習性等に応じて適正に飼養し、動物の健康及び安全を保持するように努めなければならないとされております。

パブリックコメント募集結果

有機農産物の日本農林規格等の改正

改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R1. 11. 8～12. 7）

(1) 受付件数 1022 件（771 者）

(2) 主な意見

改正に賛成 527 件

- ・ゲノム編集作物や種子を有機認定するのだけは絶対にやめて下さい。
- ・「ゲノム編集（遺伝子操作）技術を応用して生産した農畜産物や、それらを加工した食品を認証しないとする規格改正方針」を支持します。絶対に認証しないでください！
- ・有機農産物に遺伝子組み換えやゲノム編集技術を利用した生産物が含まれないことは賛成です。

改正に反対 10 件

- ・本改正（案）については、他法令との整合性や実効的な監視が困難であることから反対します。
- ・日本農林規格では、ゲノム編集技術を排除するのではなく、むしろ「環境への負荷をできる限り低減」し、「動物用医薬品の使用を避ける」ためにゲノム編集技術を活用することを考慮する方向で改正がなされるべきと考えます。

その他 485 件